

平成 26 年 3 月

育児をする社員に対する雇用環境改善
長治観光株式会社行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1: 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成 26 年 4 月～制度に関する案内書を社内掲示、該当社員へのメールなどにより、従業員に周知を図る。

目標 2: 育児をしながら働く従業員のために、保育所等に係る費用の一部を会社が負担する制度を告知し、広く周知させる。

<対策>

- 平成 26 年 4 月～該当者へのニーズ聞き取り
- 平成 26 年 5 月～社内制度の事業所内告知と受付